

川崎市公告第 856 号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 5 月 2 日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
太田ビル
川崎市多摩区生田二丁目 1 番 1 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社太田ホーム
代表取締役 太田 恵子
川崎市多摩区生田 1 丁目 10 番 6 号
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称) 新太田ビル新築工事
川崎市多摩区生田二丁目 1 番 1 号 外
(変更後) 太田ビル
川崎市多摩区生田二丁目 1 番 1 号
- 4 変更の年月日
令和 7 年 4 月 9 日
- 5 変更する理由
店舗名称及び住居表示が確定したため
- 6 届出の年月日
令和 7 年 4 月 28 日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎 9 階）
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和 7 年 5 月 2 日から令和 7 年 9 月 2 日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和7年9月2日

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当